

口語詩句賞に関する表彰規程(口語詩句賞規程)

第1章 総則

(根拠)

第1条 一般財団法人佐々木泰樹育英会(以下「本財団」という。)定款第4条第4項に基づき、この規程を定める。

第2章 口語詩句賞の選考

(受賞者の資格)

第2条 本財団による口語詩句新人賞の対象者(以下「新人賞受賞者」という。)は、日本国籍を有するもののうち、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1)口語による詩・アフォリズム・俳句・川柳・短歌に対する創作意欲がある方
- (2)優れた作品を通じて、文学の発展に寄与するという熱意を有する方
- (3)別途定める応募要領(以下「応募要領」という。)に従い作品投稿を行った方
- (4)応募前年4月1日時点で、大学生以上35歳以下の方(A)、もしくはAに該当しない方のうち、口語による詩・アフォリズム・俳句・川柳・短歌の作品の創作開始より10年未満である方(但し、20年以上の創作期間のブランクがあった場合、創作を再開した日を創作開始とみなす)

(5)過去に本財団主催の口語詩句新人賞を受賞していない方

2 過去に本財団主催の口語詩句新人賞を受賞したものは、口語詩句新人賞及び新人賞と同等の資格を必要とする区分の受賞ができない。

3 本財団は、本条第1項第4号の資格を有しないものを口語詩句新人賞と異なる区分で表彰することができる。

4 口語詩句新人賞と異なる区分に関する受賞者の資格(以下「新人賞と異なる受賞者」とし、「新人賞受賞者」と「新人賞と異なる受賞者」を総称して「受賞者」という。)については、理事会が決定する。

(賞金)

第3条 賞金は理事会が決定する。

2 受賞者の区分、人数及び賞金額は、毎事業年度の事業計画を勘案し、理事会が決定する。

3 賞金は、第8条第1号、第3号又は第4号の各規定に該当する場合を除き、返還を要しない。

(応募手続)

第4条 口語詩句賞志望者は、応募要領に従い、本財団の指定する書類を本財団に提出する。但し、本財団事務局は、志望者の資格確認に必要な書類の提出を指示することができる。

(選考手続)

第5条 理事会は、選考分科会の答申を経て、受賞者となる資格を付与する者を選考する。

2 選考分科会は、口語詩句賞志望者について、書類選考を実施した後、面接を実施することができる。

3 口語詩句新人賞を受賞した者は、受賞翌年度以降の口語詩句新人賞に応募することはできない。

(決定通知)

第6条 理事長は、口語詩句賞授賞式(以下「授与式」という。)において、受賞者に対し、賞状を授与する。なお、授与式が開催されない場合、本財団の定める方法により同通知書を授与することができる。

2 受賞者は、前項に定める通知書の受領をもって、受賞者たる地位を取得する。

3 受賞者は、正当な理由なく授賞式に欠席した場合、受賞者となる資格を失う。ただし、当財団より授賞式出席につき免除された場合には、この限りではない。

(賞金の給付)

第7条 賞金の給付は、本財団が指定する金融機関に設けた受賞者本人名義の預金口座に、本財団が指定する時期に振り込む方法により行う。ただし、特別の事情がある者については、この限りではない。

(賞金給付の中止)

第8条 本財団は、受賞者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、賞金の給付を中止することができる。

- (1) 内容虚偽の書類を提出するなど、応募手続又は選考手続において、不誠実な行為があったことが判明したとき
- (2) 賞金の給付を受けることを辞退したとき
- (3) 受賞者の知人の本財団関係者が他の本財団関係者に推選を働きかけたことが判明したとき
- (4) その他受賞の取消事由が生じたとき

(受賞者の義務)

第9条 受賞者は、口語詩句の創作に励み、優れた考え方の涵養に務めなければならない。

第3章 補則

(実施細則)

第10条 この規程の実施について必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 本規程は、2019年11月19日から施行する。
- 2 本規程の一部を改定し、2020年6月1日から施行する。
- 3 本規程の一部を改定し、2020年10月8日から施行する。
- 4 本規程の一部を改定し、2021年1月5日から施行する。